

核物質の防護に関する条約の改正の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
3	改正の受諾により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	改正の内容	二
1	題名	二
2	定義（第一条の改正）	二
3	条約の目的（第一条のAの追加）	二
4	条約の適用範囲（第二条の改正）	三
5	締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護（第二条のAの追加）	三
6	協力（第五条の改正）	三
7	情報の秘密性の保護（第六条の改正）	三
8	犯罪行為（第七条1の改正）	三
9	犯罪人引渡し又は法律上の相互援助（第十一条のA及び第十一条のBの追加）	三
10	核物質及び原子力施設の防護を強化するための原子力技術（第十三条のAの追加）	三
11	情報の提供（第十四条3の改正）	四
12	締約国会議の招集（第十六条の改正）	四
13	核物質の区分表（附属書Ⅱの注b及び注eの改正）	四

三	改正の効力発生	四
四	改正の実施のための国内措置	四
(参 考)		五

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 核物質の防護に関する条約（以下「現行条約」という。）は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等の防護の措置がとられるようにすること、また、核物質の窃取等の行為を犯罪として、容疑者が刑事手続を免れることのないように、それらの犯罪について自国の裁判権を設定し、容疑者を引き渡さない場合には自国の当局に事件を付託すること等を義務付けるものであり、昭和五十四年（千九百七十九年）十月二十六日にウィーンにおいて採択され、昭和六十二年（千九百八十七年）二月八日に効力を生じた。平成二十六年（二千十四年）二月一日現在、我が国を含む百四十八箇国及び欧州原子力共同体が締約国となっている（我が国は、昭和六十三年（千九百八十八年）十月二十八日に現行条約を締結し、現行条約は、同年十一月二十七日に我が国について効力を生じた。）。

(2) 近年、核物質の不法取引及び核によるテロリズムの脅威に対する国際社会の認識が高まる中、現行条約の強化が求められるようになった。これを受け、平成十一年（千九百九十九年）十一月、国際原子力機関において、現行条約の改正の要否を検討するための非公式専門家会合が開催され、平成十三年（二千一年）五月、現行条約を強化すべき明らかな必要性が存在するとの報告が採択された。その後、平成十三年（二千一年）十二月から平成十五年（二千三年）三月まで計六回にわたり、現行条約の改正案の作成のための専門家会合が開催され、その後も調整が続けられた結果、平成十六年（二千四年）六月、我が国を含む二十五箇国が共同で作成した改正案が国際原子力機関の事務局長に提出された。

(3) 国際原子力機関の事務局長の招請により、平成十七年（二千五年）七月四日から八日まで、八十八の締約国及び欧州原子力共同体が参加して改正案の審議のための会議が開催され、この改正が採択された。

2 改正の受諾の意義

この改正は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成するため、国際輸送中の核物質を防護することに加え、締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設について防護の制度を確立すること、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止するため、核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行

う核物質のある国への又はある国からの移動を犯罪とすること等について定めるものである。我が国がこの改正を受諾し、その早期発効に寄与することは、核物質及び原子力施設の防護に関する国際協力を一層推進するとの観点から有意義であると認められる。

3 改正の受諾により我が国が負うこととなる義務

この改正の受諾により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立し、実施し、及び維持すること。
- (2) 法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を国内法により処罰すべき犯罪とすること。

4 早期国会承認が求められる理由

現行条約の締約国の多くは、この改正の平成二十六年（二千十四年）中の発効を目指してそれぞれ国内手続を進めている。この改正の作成に積極的に参加してきた我が国としても、この改正の効力発生の日から、この改正の適用を受け、核物質及び原子力施設の防護を世界的規模で達成し、並びに核物質及び原子力施設に関する犯罪を世界的規模で防止することに寄与することが重要であることから、この改正を早期に受諾することが望ましい。

二 改正の内容

この改正の概要は、次のとおりである。

1 題名

現行条約の題名を核物質及び原子力施設の防護に関する条約（以下「条約」という。）に改める。

2 定義（第一条の改正）

「原子力施設」及び「妨害行為」の定義を追加する。

3 条約の目的（第一条のAの追加）

条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等にあることを規定する。

4 条約の適用範囲（第二条の改正）

条約は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設について適用する旨の規定に加え、条約は、軍事的目的のために使用され、又は保有される核物質及び当該核物質を保有する原子力施設については適用しない旨の規定等を追加する。

5 締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護（第二条のAの追加）

(1) 締約国に対し、核物質を不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること等を目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立すること等を義務付ける。

(2) (1)の義務を履行するに当たり、締約国が合理的かつ実行可能である限りにおいて適用すべき核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を定める。

6 協力（第五条の改正）

核物質の防護及び回収のための協力に加え、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合における協力に関する規定等を追加する。

7 情報の秘密性の保護（第六条の改正）

国際機関に対して情報を秘密のものとして提供する場合に加え、条約の非締約国に対して情報を秘密のものとして提供する場合においても、情報の秘密性の保護のための措置をとること等を締約国に対して義務付ける。

8 犯罪行為（第七条1の改正）

核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を締約国が自国の国内法により処罰すべき犯罪として追加する。

9 犯罪人引渡し又は法律上の相互援助（第十一条のA及び第十一条のBの追加）

条約第七条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪等とみなしてはならないこと等を規定する。

10 核物質及び原子力施設の防護を強化するための原子力技術（第十三条のAの追加）

条約のいかなる規定も、核物質及び原子力施設の防護を強化するために行われる平和的目的のための原子力技術の移転に影響を及ぼすものではないことを規定する。

11 情報の提供（第十四条3の改正）

情報の提供に関し、原子力施設に関して犯罪が行われた場合に関する規定を追加する。

12 締約国会議の招集（第十六条の改正）

寄託者は、この改正の効力発生の五年後に条約の規定の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集することを規定する。

13 核物質の区分表（附属書Ⅱの注b及び注eの改正）

附属書Ⅱの注b及び注e中、「一〇〇ラド」を「一 그레이（一〇〇ラド）」に改める。

三 改正の効力発生

この改正は、現行条約第二十条2の規定により、締約国の三分の二が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

1 この改正の実施のため、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この改正の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 平成十七年七月八日 ウイーンにおいて採択

2 効力発生 平成二十六年二月一日現在 未発効

3 締約国 平成二十六年二月一日現在 七十二箇国

アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、ラトビア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マリ、マルタ、モリタニア、メキシコ、モルドバ、ナウル、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セントルシア、サウジアラビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウズベキスタン、ベトナム